

NPO法人うとスポーツクラブ会員会則



制定：平成18年4月1日

改定：平成27年4月1日

「改定履歴」

改定番号	改定年月日	改定内容及び、理由	承認者	作成者
	2006・4・1	制定	齊藤	重元
	2014.4. 1	第3条5賛助会員、第5条入会金制、第6条会費 改定	安田	島内
	2015.4. 1	第6条 会費 うとスポJ会員追加	安田	島内

この会則は「NPO法人うとスポーツクラブ会員会則」（以下「会則」という）と称する。

第2条（目的）

この会則は「NPO法人うとスポーツクラブ」（以下「クラブ」という）定款第3章第6条から第10条に基づき正会員、利用会員及び、指導者の規定及び、入退会や会費等に関する事項を定め、会員の健康の保持増進とスポーツ活動の促進を図ることを目的とする。

第3条（会員）

1. 会員資格は、会費を納入後、クラブ事務局で所定の手続きを経て会員カード又は、会員シールが入会者の手元に届いた時点で資格を得る。
2. 会員資格期間は、会員資格取得日から其の年の年度末まで（3月31日）とする。
3. 正会員
 - 1) 正会員とは、クラブの目的に賛同し入会し、クラブの運営、企画等の活動を推進する個人。
 - 2) 正会員は、総会の議決権を所有する。
 - 3) 正会員は、クラブが主催するスクール事業に参加する事ができる。
 - 4) 正会員の対象は、18歳以上とする。
4. 利用会員
 - 1) 利用会員とは、クラブの活動目的に賛同し、クラブが主催するスポーツ教室及び、クラブが主宰する事業に参加する方を云う。
 - 2) 利用会員の対象は、住居、年齢は問わない。
 - 3) 会員の申し込みは、年間通じて随時受け付ける
5. 賛助会員
 - 1) 賛助会員とは、クラブの目的に賛同して、賛助する個人及び団体
 - 2) スポーツ教室には参加することは出来ない

第4条（指導者）

- 1) 指導者とは、クラブに指導者として登録し、所定の手続きを得て認定された者を云う。
- 2) 指導者は、クラブで開催する指導者研修会に参加する義務を要する。
- 3) スポーツ教室、種目に指導者代表者を選任する（年度毎）、代表者は所定の会議に出席する義務を要する。
- 4) 指導者は、クラブ内指導者及び、外部指導者に仕訳ける。

I：クラブ内指導者

- ① クラブの会員であること。
- ② 指導しながら、スポーツ教室の活動に参加できる。
- ③ クラブからの派遣で大会に参加ができる。
- ④ 事故に対しクラブのスポーツ保険の補償範囲内を摘要する。

II：外部指導者

- ① クラブの会員でないもの。
- ② 指導のみで、スポーツ教室の活動には参加できない。
- ③ クラブからの派遣及び、大会等には参加できない。
- ④ クラブのスポーツ保険に加入されていない指導者の事故、災害、疾病に対してはクラブとして責任を負わない。(自己責任)

第5条 入会金

1. うとスポーツクラブに新規入会する場合のみ入会金を納める
 - ①入会金 2,000円
 - ②キャンペーン、特典などにより金額を変更することもある

第6条 (会費)

1. 会費は、年会費（4月1日～翌年3月31日まで）とする
2. 年会費は新規入会時及び、継続更新時に所定の手続きを経てクラブに納入する
3. 年会費は、法人運営費、スポーツ保険料、事務手数料等に充てられる。
 - ① 法人運営費 : 施設使用料、用具、備品類代、管理費等
 - ② スポーツ保険料 : スポーツ保険加入
 - ③ 事務手数料 : カード、シール、切手及び、事務経費他に充てる。
4. 年会費を、一度納めると対象のスポーツ教室に参加できます。
5. 年会費は、返金しない。
6. 会員には会員カードを発行しクラブ会員の証とする。
7. 納入方法は
 - 1) 事務局窓口、現金一括払い

- 2) 郵便振込み、一括払い（継続更新会員のみ）
- 3) 日専連うとスポーツクラブカード払い（1, 2, 3, 5回分割可）
- 4) 口座引落

8. 会費は次のとおりとする。

1) 利用会員

1. 教室サークル会員

複数のサークル活動と登録した教室へ参加できる

① 個人会員 年会費

中学生以下	: 6, 000円
一般（高校生以上～59歳迄）	: 9, 000円
60歳以上69歳以下	: 7, 300円
70歳以上	: 5, 300円

② 家族会員 年会費

同一世帯で2人以上で構成

家族割 2人目以降摘要

中学生以下	: 4, 000円
一般（高校生以上～59歳迄）	: 7, 000円
60歳以上	: 5, 300円

③ 企業会員 年会費

A : 6, 000円 / 1人 + 保険料
+ 事務手数料 1企業 10, 000円（但し10人以上）

B : 1企業 200, 000円 / 会員数フリー
但し、保険料は企業持ち（要、契約書）

④ 教室費

教室へ参加する者は、年会費に加えて教室費を各教室ごとに納める

教室費 1教室 1000円/年

2. アカデミー会員

登録した教室だけに参加することが出来る

① 年会費

中学生以下	: 3, 000円
一般（高校生以上～59歳迄）	: 4, 000円

60歳以上 : 3,500円

家族割はなし

*教室サークルの部の年会費を納めた者はアカデミースクールの部の年会費は免除する。又、アカデミースクールの部の会費を納めた者が教室サークルへ参加をする場合、教室サークルの部の年会費との差額を納める必要がある

② 月活動費

参加者は年会費に併せてアカデミースクールの各教室ごとに定められた月活動費を納める

③ 月活動費は口座引落とする

3. うとスポJ会員 ジュニアサポート

*小学校部活動社会体育化にあたり、ジュニアチームのサポート事業を行う

① チームでJ会員に登録する。

社会体育のクラブチームとして、各種大会に参加可能となる。
うとスポーツクラブ補償制度（スポーツ保険）の対象となる。

② チーム代表者、指導者、参加者は全員J会員に個人登録する。

年会費 3000円（一律）（スポーツ保険料 消費税込み）

*すでにうとスポ会員となっている者 年会費は2000円
（重複するスポーツ保険料相当分1000円を差し引いた額）

③チームはサポート料として規定の額を毎月うとスポに支払う。

サポート料	チーム人数	20人まで	2000円/月
		40人まで	3000円/月
		60人まで	4000円/月

④チームのニーズに応じたサポート業務を行い、チームはそれに伴い発生した手数料を月ごとにうとスポに支払う。（オプション）

2) 正会員

該当する利用会員会費＋1,000円／1人

3) 賛助会員

賛助会員 年会費 1口 2,000円/年

4) 一部のスポーツ教室、種目は別途料金が必要となります

第7条（スポーツ教室活動）

1. 正会員及び、利用会員は対象のスポーツ教室の種目に参加することができる。
2. スポーツ教室、種目は、市民のニーズ、指導者の協力体制、対費用効果等を考慮し、毎年運営委員会で検討し決定する。
3. 各教室サークルに種目代表者を選任する。（年度毎）
 - ① 代表者は、担当種目の参加会員の管理を行う。（出欠簿等）
 - ② 代表者は、用具・備品の管理を行い、必要な場合購入依頼を事務局に申請する。
 - ③ 代表者は、スケジュール（開催日、中止の決定）の管理を行う。
 - ④ 代表者は、指導者代表者と兼ねることは、問わない。
4. クラブ派遣大会参加条件
 - ① クラブの会員であること。
 - ② 事前にクラブまで派遣要請を申請し承認を受けること。
 - i. 大会名
 - ii. 大会日程及び、大会場所
 - iii. チーム代表者・指導者及び、参加者氏名（会員番号も付記すること）
 - iv. チーム名（出来るだけ、うとスポーツクラブと称して下さい）
 - ③ 大会結果をクラブに報告すること。
 - ④ 上記の条件（①～③）を満たすことによりクラブの活動の一環として取り扱う。（スポーツ保険適用する）
 - ⑤ 大会登録料及び、参加料は個々に負担すること。（クラブでは負担しません）

第8条（退会、住所変更等）

1. 退会

1) 新年度に会費を納入しなかった場合は退会とみなす。

2) 中途退会者の前納された会費は返却しません。

2. 住所変更等

会員の姓名・住所及び、電話番号に変更が生じた時は、速やかにクラブに連絡すること。(事故が発生した場合、スポーツ保険の手続きに支障が生じる場合があります)

第9条(会員証及び、会員シール)

会員証の利用に際しては、次の事項を遵守すること。

1) 会員証は新規入会時のみ発行する。

2) 継続更新者にはシールを発行する、このシールは各自、会員証の裏面に貼り付けて当年度の会員の証にする。

3) 会員証は、利用都度に種目代表者に提示すること。

4) 会員証は、本人の使用に限ります。

5) 会員証を破損・紛失した場合は、速やかにクラブに連絡すること。実費にて再発行する。

6) 会員優待(メリット)を受ける時は、会員証を提示すること。

7) 退会する場合は、クラブに返却すること。

第10条(制定・改定)

1) 制、改定は理事長が承認し、理事会に諮り決定後、発行する。

2) 制、改定は専門部、正副部長会議にて審議し作成する。

3) 改定事項は、「改定履歴欄」に改定日、改定事項、理由等を明記し履歴を残す。

4) 表紙の改定日を最新版とする。

附則：この会則は平成18年(2006年)4月1日から施行する。

附則：この会則の改定は平成26年(2014年)4月1日から施行する。

附則：この会則の改定は平成26年(2015年)4月1日から施行する。